



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

## (10)活動と広報1 一情報公開・発信

地域日本語教育活動における個人情報などの観点からの留意点、  
著作権に関する情報を学ぶ。

我妻 潤子

(東京藝術大学非常勤講師・株式会社テイクオーバー知的財産アナリスト)



一般社団法人 多文化社会専門職機構

文化庁委託「令和5年度現職日本語教師研修プログラム普及事業」地域日本語教育コーディネーター研修

## (10)活動と広報1 一情報公開・発信

講師：我妻潤子

東京藝術大学非常勤講師・株式会社テイクオーバー知的財産アナリスト

教育系企業を経て、2007年に権利処理の業務代行の専門会社に入社。

地上波放送局でCS放送へテレビ番組を販売する際の権利処理、BS放送局にて番組配信のための権利処理に従事した後、教科書会社、大学などを対象とした権利処理業務に従事。2017年より株式会社テイクオーバーへ。

上記に従事しながら、中学生～社会人まで幅広く著作権のワークショップや研修を展開している。

また、2017年より東京藝術大学非常勤講師を務める。



## この講義について

### 本日の流れ

0. この講義について
1. 教育と著作権の基本
2. 著作物の利用(複製等)について
3. なにかを作り出すときに

## 本日の目的

本文



- 著作権って何だろう？  
使えないんでしょう？



- むむ？  
イメージしていたものと  
ちょっと違うぞ…。

- 著作権の概要は  
わかった！  
気を付けなければ  
いけない点も  
わかった！

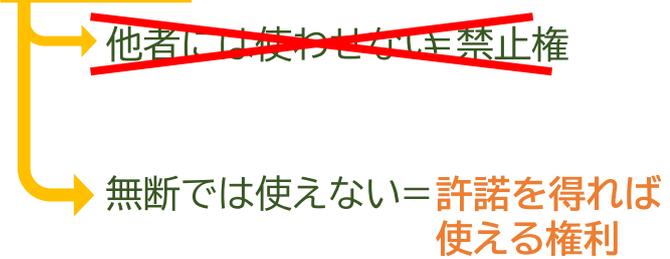


教育と著作権の基本

## 著作権の大原則

著作権法第21条(複製権)

著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。



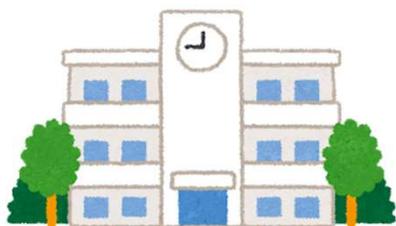
## 著作権の大原則



思想又は感情を創作的に表現し、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう



## 学校か学校でないかの違い



学校法人格を持つ学校

権利者に許諾を得なくても  
・複製、上演・演奏、上映、公衆送信、  
口述、頒布、譲渡、貸与ができる。

ただし、条件付き



学校法人格を持たない学校  
NPO法人  
ボランティア活動

権利者に許諾を得なくても  
・上演・演奏、上映、口述ができる。

ただし、条件付き

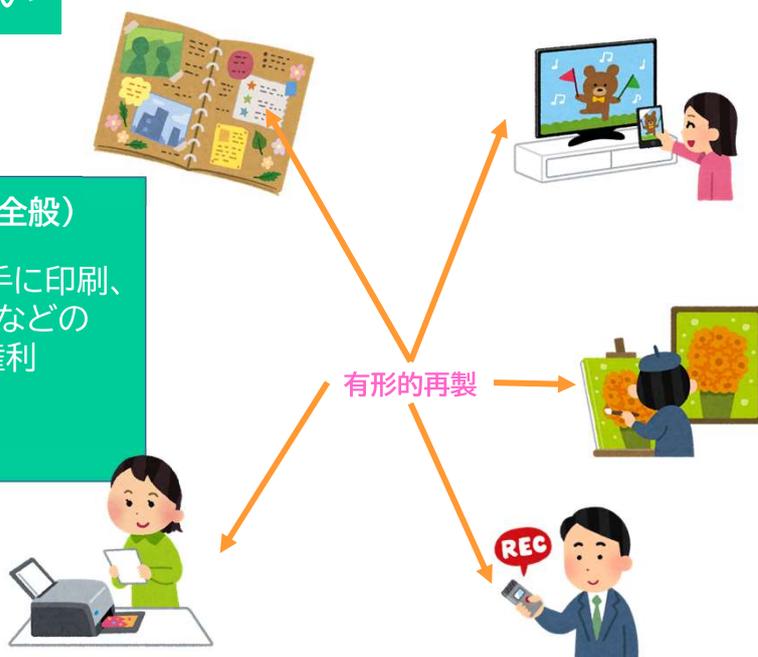
これ以外の行為には権利者からの  
許諾が必要

## 学校か学校でないかの違い

複製 = 有形的再製

複製権（おもな対象：著作物全般）

著作者が自分の著作物を勝手に印刷、  
写真、複写、模写、録音、録画などの  
方法によって複製されない権利  
※有形であることが条件

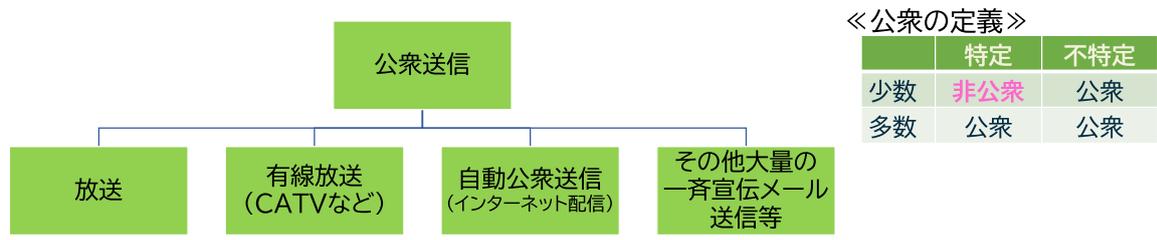


## 学校か学校でないかの違い

### 公衆送信権・公の伝達権（おもな対象:著作物全般）

著作者が自分の著作物を勝手に、自動公衆送信(インターネット配信)されたり、放送(有線放送)されたり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って**公に伝達**されたりしない権利。

※自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信することをいい、また、そのサーバーに蓄積された段階を**送信可能化**という。



## 学校か学校でないかの違い

### 同期型



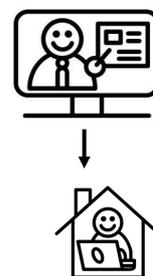
### 非同期型



### 同期型+対面



### MtoM



## 営利を目的としない上演等

権利者に許諾を得なくても

・上演・演奏、上映、口述ができる。ただし、条件付き。

- 1) すでに公表されている著作物であること
- 2) 営利を目的としていないこと
- 3) 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- 4) 出演者等に報酬が支払われないこと
- 5) 慣行があるときは「出所の明示」が必要



## 私的複製

1. 家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
2. 使用する本人が複製すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
3. 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く）を用いないこと
4. コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製するものでないこと
5. 著作権を侵害したインターネット配信と知りながら、音楽や映像をダウンロードするものでないこと
6. 著作権を侵害したインターネット配信と知りながら、音楽や映像以外の著作物等をダウンロードすること（軽微なもののダウンロード等の一定の場合を除く）



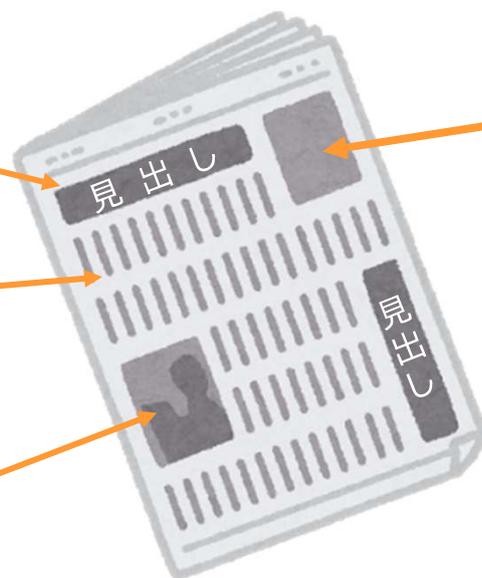
## 著作物の利用(複製等)について

### 新聞紙の場合

新聞記事の見出しの  
利用  
⇒原則、許諾が不要

新聞記事の利用  
⇒許諾が必要

新聞記事の写真の  
利用  
⇒許諾が必要



新聞記事の図表の  
利用  
⇒許諾が必要



## チラシの場合



値段の羅列→事実  
著作物ではない。



写真、版面等々→著作物多数あり  
権利者(候補): 広告代理店、  
広告の制作会社、  
依頼主(企業)

## 写真の場合



- POINT 1 被写体(写っているもの)が著作物かどうか。  
※著作物の場合、撮影者と被写体に許諾が必要
- POINT 2 コンビニやスーパーマーケットなど第三者の敷地内で撮影をする際には、許可を得ること。
- POINT 3 第三者の姿態が写らないようにする。

## 利用規約を読む

「いらすとや」などのフリー素材と呼ばれるサイトの素材を利用する時に気を付けなければならないことがあります。



利用規約（「ご利用について」、  
「素材の使い方」など）に  
必ず目を通してください。



<https://www.irasutoya.com/>



<http://www.irasuton.com/>

## 利用規約を読む

常識の範囲で  
自由にお使い下さい。  
> ありがとうございます！  
あま



© 1988 Studio Ghibli

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールです。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができます。

<https://creativecommons.jp/licenses/> 2020/6/11<sup>21</sup>参照

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



### 氏名表示

作者の氏名(本名・変名)を記載する。



### 改変禁止

無断で元の著作物を改変することを禁止する。



### 非営利

無断で元の著作物を商用利用することを禁止する。



### 継 承

元の著作物に付与されているCCライセンスと同じものを付与する。

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



氏名表示のみ



氏名表示・継承



氏名表示・改変禁止



氏名表示・非営利利用



氏名表示・非営利利用・継承



氏名表示・非営利利用・改変禁止

23



なにかを作り出すときに

## 引用

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 「公正な慣行」に合致すること
- 3 引用を行う「必然性」があること
- 4 言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること(明瞭区分性)。
- 5 報道, 批評, 研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること(主従関係)
- 6 改変しないこと
- 7 「出所の明示」が必要(複製以外はその慣行があるとき)

## 許諾不要で使える素材サイト

- \* JAPAN SERCH  
(<https://jpsearch.go.jp/>)
- \* Find/47 (<https://find47.jp/>)
- \* 国立国会図書館デジタルコレクション  
(<https://dl.ndl.go.jp/>)
- \* 写真AC  
(<https://www.photo-ac.com/>)
- \* いらすとや  
(<https://www.irasutoya.com/>)
- \* イラストAC  
(<https://www.ac-illust.com/>)
- \* ジブリ公式サイト  
(<http://www.ghibli.jp/>)
- \* 青空文庫  
(<https://www.aozora.gr.jp/>)
- \* Pixabay(<https://pixabay.com/ja/>)
- \* パワーポイントのアイコン

